

令和4年7月20日(水)
午後1時30分より
社会福祉センタートモシア 3F

第1回 長岡市権利擁護地域連携協議会 次第

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 役員互選
- 4 議 事
 - (1) 長岡市権利擁護地域連携協議会について
 - (2) 長岡市成年後見センターについて
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 5 その他

長岡市権利擁護地域連携協議会 委員名簿

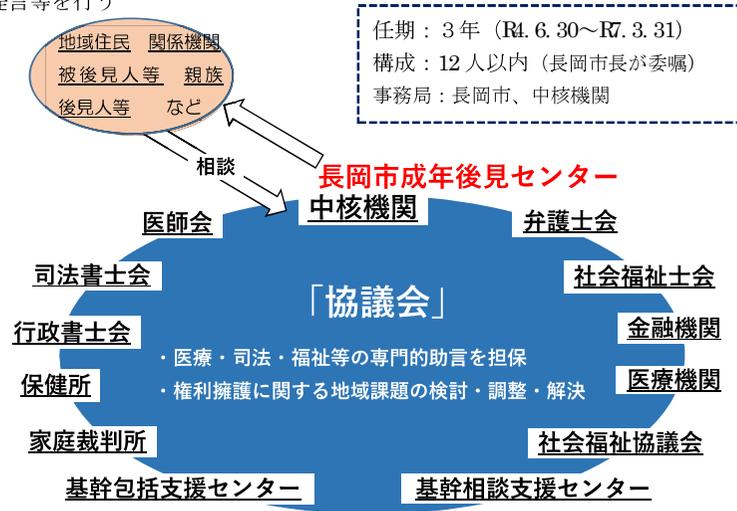
R4.6.30～R7.3.31まで

No.	団体	所属	職・氏名
1	弁護士（会）	新潟県弁護士会	長岡けやき法律事務所 弁護士 杉森 芳博
2	司法書士（会）	成年後見センター・リーガルサポート 新潟県支部	アドリテム司法書士法人 司法書士 河瀬 隆行
3	社会福祉士（会）	新潟県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ新潟	障害福祉サービス事業所 みつけワークス 園長 社会福祉士 小林 克太郎
4	医師（会）	長岡市医師会	三島病院 副院長 田中 晋
5	行政書士（会）	新潟県行政書士会中越支部	清水行政書士事務所 行政書士 清水 正
6	基幹包括 支援センター	長岡市高齢者基幹包括支援センター	センター長 坪崎 浩
7	基幹相談 支援センター	長岡市障害者基幹相談支援センター	センター長 柴野 裕治
8	医療機関（MSW）	長岡地域病院ソーシャルワーカー連絡会	医療法人崇徳会 田宮病院 医療福祉相談室 主任 関 正寛
9	金融機関	第四北越銀行	長岡市役所支店 支店長 宮嶋 治
10	保健所	長岡保健所	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 地域保健課 課長 八子 円
11	社会福祉協議会	長岡市社会福祉協議会	権利擁護支援課 課長 大川 久美子
ザ ー オ フ パ ー	家庭裁判所	新潟家庭裁判所	長岡支部 主任書記官 伊藤 観史
事 務 局	長岡市	長岡市福祉保健部	福祉保健部 部長 近藤 知彦
			福祉総務課 課長 吉田 孝行
			福祉総務課 庶務係長 山岸 孝広
			福祉総務課 庶務係 主事 佐藤 優香
	社会福祉協議会	長岡市社会福祉協議会	事務局長 木我 正章
			権利擁護支援課 係長 市野 恭代
			権利擁護支援課 主査 中川 よし枝
			権利擁護支援課 主任 大塚 久美
			権利擁護支援課 主事 竹之内 拓馬

(1) 長岡市権利擁護地域連携協議会について

① 目的

○認知症、知的障害その他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行う

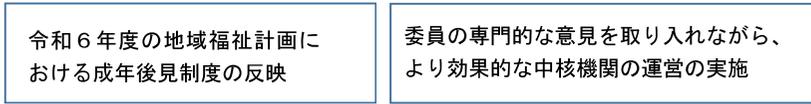


※協議会の中核機関も含む全ての関係機関をいう。
事務局は長岡市及び中核機関を受託する長岡市社会福祉協議会が協働で運営する。
※長岡市成年後見センター（中核機関）は専門職による専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

② 令和4年3月25日に閣議決定された第二期基本計画の優先して取り組む事項

- ア 任意後見制度の利用促進
- イ 担い手の確保・育成等の推進
- ウ 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- エ 地方公共団体による行政計画等の策定
- オ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

行政や中核機関への意見・提言



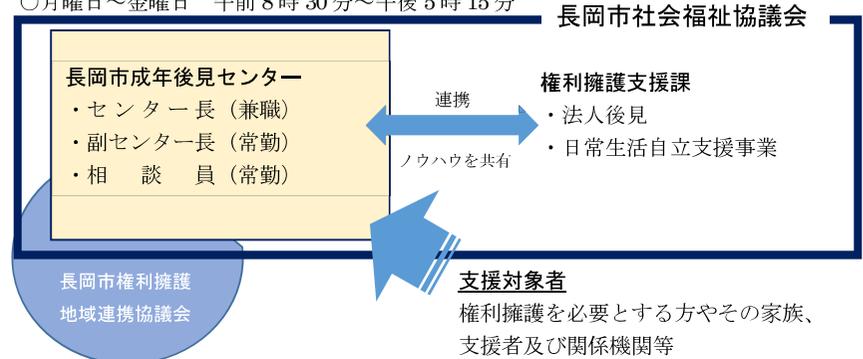
(2) 長岡市成年後見センター（中核機関）について

① 基本的な考え方

○平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、必要な人が成年後見制度を利用できるように、事業を実施する。

② 組織体系図

○月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

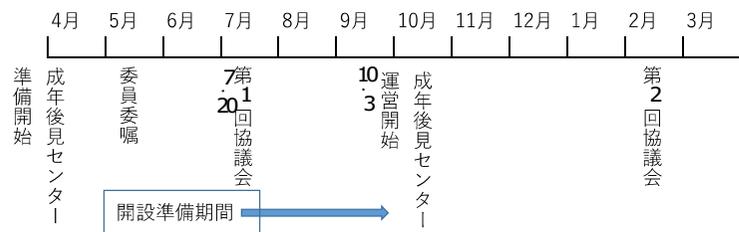


③ 業務内容

成年後見制度の利用促進のため、包括的な支援及び体制づくりを実施

- ア 権利擁護に関する相談支援
- イ 成年後見制度の普及・啓発
- ウ 地域連携体制の構築
- エ 申立て手続きの支援
- オ 後見人等に対する支援
- カ 権利擁護支援の担い手の育成
- キ ケース会議等の実施

(3) スケジュール



長岡市権利擁護地域連携協議会開催要領

(目的)

第1 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、長岡市権利擁護地域連携協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 中核機関（協議会の事務局やコーディネート、専門職による専門的助言等の支援の確保等を担う地域連携体制の中核となる機関）の運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携体制による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(委員の構成)

第3 協議会は、12人以内の委員で構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が事故その他特別な事情により会議に出席することができないときは、その者の職務を代理し、又は補佐することができる者に委員の職務を代理させることができる。

(オブザーバー)

第7 委員長は、司法・医療・福祉及び成年後見制度に関し、会議の議題により次に掲げる優れた識見を有する者にオブザーバーとして出席を求めることができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 新潟家庭裁判所長岡支部に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 協議をする上で必要があると認める関係者

(事務局)

第8 協議会の事務局を長岡市福祉保健部福祉総務課に置き、中核機関と協働で運営する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要領の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成を必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度 (本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。)	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要	①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を締結 →この契約は、公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立て
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方(注1)
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(注2)の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任	全件で選任

(注1) 本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要です。ただし、本人が意思を表示することができないときは必要ありません。

(注2) 後見監督人等=任意後見制度における任意後見監督人
法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人



法定後見制度利用支援事業（成年後見制度利用支援事業）について

最終更新日 2022年6月21日

市長申立

法定後見制度の場合、本人や配偶者、4親等以内の親族等が申立を行います。該当する親族がいない、または音信不通等の場合は、長岡市長が申立を行うことができます。

対象者

次のすべてに該当する方

1. 認知症や知的障害、精神障害が法定後見制度の適用を必要とする状態であると認められる方
2. 介護保険サービスその他の福祉サービスを利用し、又は利用しようとする方
3. 配偶者及び2親等内の親族がなく、かつ4親等内の親族による法定後見開始の審判等の請求が見込まれない方

申立費用・後見人等への報酬の助成

法定後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立費用及び成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）への報酬に係る費用の助成を行います。

助成対象となる費用	申立費用	後見人等への報酬
助成対象者	申立人 ※市長が申立を行う場合は、市があらかじめ費用を負担します。負担能力のある方については、後日、本人（成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「被後見人等」という。））に求償します。	・本人（被後見人等） ・家庭裁判所による報酬を与える旨の決定が本人（被後見人等）の死亡後に行われた場合は後見人等
助成対象要件	申立人が別表のA・Iのいずれかの要件に該当する。	本人（被後見人等）が別表のA・Iのいずれかの要件に該当し、家庭裁判所から報酬を与える旨の決定を受けている。
対象経費	・申立手数料 ・登記手数料 ・郵便切手代 ・診断書料 ・鑑定費用	後見人等報酬（家庭裁判所が審判した額）の範囲内 ※本人（被後見人等）の在宅・施設の区分で上限額があります。 在宅の上限額：月額28,000円 施設の上限額：月額18,000円
申請期限等	市長申立以外は審判確定日から起算して1年以内	1回の申請につき、24か月分の報酬額を上限とします。

総合案内

[よくある質問\(Q&A\)](#)
[イベント](#)
[公共施設ガイド](#)
[庁舎案内](#)
[担当部署一覧](#)
[申請・届出書式](#)

新型コロナウイルス関連

[総合ページ](#)
[ワクチン接種について](#)
[市内の発生状況](#)
[発熱など体調に不安を感じたら](#)
[濃厚接触者に該当する方へ](#)
[個人向け支援・お知らせ](#)
[事業者向け支援・お知らせ](#)
[こころの相談、女性への支援](#)
[外国人のみなさんへ](#)

助成対象となる要件

ア 生活保護を受給している方

イ 収入、資産等の状況が、助成金の交付を受けなければ法定後見制度の利用が困難な程度である方

※イの状態である方とは、以下の(1)から(4)のすべてに該当、又は(5)に該当する方です。

(1) 市民税非課税世帯

(2) 世帯の年間合計収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

(3) 世帯の資産の合計額(現金、預貯金、有価証券等の合計額)が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

(4) 本人(被後見人等)が、同居又は別居であるにもかかわらず、負担能力を有する親族等に扶養されていない

(5) 助成金の交付を受けなければ法定後見制度の利用が困難であると市長が認める方

手続き・お問い合わせ

詳細については下記までお問い合わせください。

市長申立担当課・成年後見制度の相談対応

対象(申立時年齢)		担当課
長岡地域在住	65歳以上の方	長寿はつらつ課 高齢者基幹包括支援センター (電話:0258-89-7440)
	40歳～64歳の方で要介護認定を受けている方	
	65歳未満(40歳～64歳の方で要介護認定を受けている方を除く)	福祉課 障害者基幹相談支援センター (電話:0258-39-2362)
支所地域在住		支所地域振興・市民生活課 (栃尾支所は市民生活課)

報酬助成担当課

対象(審判時年齢)		担当課
65歳以上の方		長寿はつらつ課 高齢者基幹包括支援センター (電話:0258-89-7440)
40歳～64歳の方で要介護認定を受けている方		
65歳未満(40歳～64歳の方で要介護認定を受けている方を除く)		福祉課 障害者基幹相談支援センター (電話:0258-39-2362)

助成申請は上記担当課へ申請書及び必要書類をご提出ください。内容を審査の上、結果をお知らせします。

[長岡市法定後見制度利用支援事業実施要綱はこちら](#)

[申請書等はこちら](#)

このページの担当 長寿はつらつ課

2022/07/07 18:38

法定後見制度利用支援事業（成年後見制度利用支援事業）について

TEL: 0258-39-2268 FAX: 0258-39-2603

メール: haturatsu@city.nagaoka.lg.jp

第4節 地域福祉を支える環境づくり

1 包括的な支援体制の推進

(1) 現状と課題

地域福祉をとりまく環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障害のある人・子どもの虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも少なくありません。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、支えていくことが必要となります。

また、高齢者・障害のある人・子ども等の権利擁護や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

(2) 取組内容

多様化・複雑化した生活課題・福祉課題を抱えた人たちを「丸ごと」受け止め、支えていくため、保健師の地域活動の充実を図るとともに、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等による断らない包括的な支援体制を研究・検討します。

また、権利擁護及び生活困窮者の自立支援については、地域、関係団体、行政等が連携し、多様な側面からの支援を行います。

【包括的な支援体制の整備】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○包括的な支援体制の研究・検討</p> <p>地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して多様化・複雑化した支援ニーズに対応する一体的、包括的な支援体制の構築を目指し、既存の介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、分野横断的な支援の必要性などについて研究し、本計画の計画期間中に体制構築に向けた検討を進めます。</p>

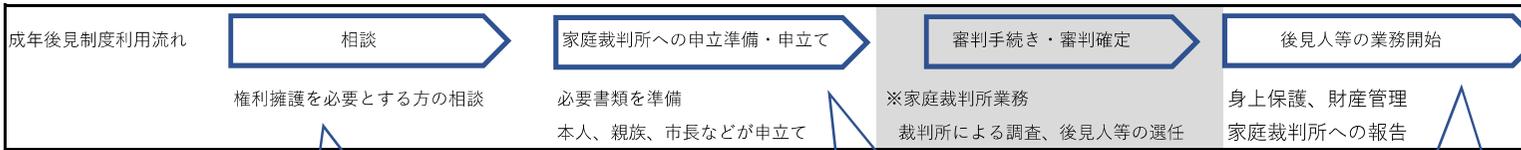
【権利擁護の推進（市成年後見制度利用促進基本計画）】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○権利擁護が必要な人の発見と相談</p> <p>高齢者・障害のある人・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、すみやかに相談機関に通報します。また、成年後見制度の利用が必要な人や消費者被</p>

	害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡します。
社会福祉協議会	<p>○権利擁護に関する総合相談支援</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する総合的な相談に対応し、関係機関と連携して支援を行います。</p>

社会福祉協議会	<p>○成年後見制度の普及啓発</p> <p>セミナーや出前講座などを開催するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体で関係情報を発信します。</p> <p>○法人後見の受任</p> <p>家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）の活動を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業の実施</p> <p>判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行</p> <p>判断能力の低下など、日常生活自立支援事業の利用対象要件を満たさない場合、本人の意向を尊重しながら、成年後見制度への移行に向けて、適切な支援につなげます。</p>
市	<p>○地域連携ネットワークの体制整備</p> <p>権利擁護支援のニーズを捉え、方針についての検討や専門的判断などを行うため、市、専門職の団体、家庭裁判所などさまざまな機関が連携する地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。</p> <p>○地域連携ネットワークの中核機関</p> <p>地域連携ネットワークの中核機関を整備し、必要なニーズを見逃さず、適切な成年後見制度の活用へ進むことができるよう、関係機関との連携を図るとともに、制度の周知や活用に取り組みます。</p> <p>○法定後見制度利用支援事業の実施</p> <p>低所得や親族がない等の理由により成年後見制度を利用できない人に対して、家庭裁判所への審判請求や費用に対する助成等の支援を行います。成年後見制度を必要とする人のさらなる増加が見込まれる中で、法定後見制度利用支援事業の周知や活用を推進します。</p> <p>○法人後見の支援</p> <p>成年後見業務を適切に行うことができる法人を確保するため、社会福祉協議会に対して補助金を交付するなどの支援を行います。</p>

長岡市成年後見センターの業務



本人の意向を尊重した
支援を行います



・制度利用に関する包括的な支援

○権利擁護に関する相談支援

- ・判断能力に不安のある方の困りごとについて、相談をお受けします。
- ・相談内容により関係機関と情報共有を行い、必要な支援を連携して行います。
- ・成年後見制度の利用が必要な場合、申立て手続きの支援につなげます。

○申立て手続きの支援

- ・家庭裁判所に申立てをする手続きや書類の作成方法などをご説明します。

○後見人等に対する支援

- ・後見人等の後見業務について、相談をお受けします。
- ・後見人等が適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、幅広い視点から助言を行います。

○ケース会議等の実施

- ・権利擁護支援が必要な方に、チームとして関わる体制づくりを進めていきます。
- ・成年後見制度の申立てにあたり、本人の状況から、本人にふさわしい支援の方針について必要に応じ、専門職を交えて会議を行います。

・制度利用促進に関する体制づくり

○地域連携体制の構築

- ・長岡市権利擁護地域連携協議会の運営を行政と協働で行います。
- ・福祉だけではなく、法律や医療分野の専門職等との連携を図るとともに地域連携における中核機関として、ネットワークの構築を進めます。

○成年後見制度の普及・啓発

- ・成年後見制度や成年後見センターの役割を広く周知します。
- ・地域住民や福祉サービス関係者等に対して成年後見制度の理解を深めるための研修会や相談会等を開催します。

○権利擁護支援の担い手の育成

- ・地域住民を対象にした権利擁護支援者養成研修等を実施し、権利擁護支援の担い手の育成に努めます。